

第6回宇宙開発委員会（定例会議）議事次第

1. 日 時            昭和48年3月14日(水)  
                     午後2時～4時
2. 場 所            宇宙開発委員会会議室
3. 議 題            (1)宇宙開発に関する基本計画について  
                     (2)その他
4. 資 料

委6—1    第5回宇宙開発委員会（臨時会議）議事要旨

委6—2    宇宙開発に関する基本計画(案)

# 委 6-1

## 第5回宇宙開発委員会（臨時会議）議事要旨

1. 日時 昭和48年3月1日（木）  
午後2時～4時

2. 場所 宇宙開発委員会会議室

3. 議題 宇宙開発計画（昭和47年度決定）  
について

4. 資料

委5-1 第4回宇宙開発委員会（定例会議）議事要旨

委5-2 宇宙開発計画（昭和47年度決定）案

5. 出席者

宇宙開発委員会委員

〃

〃

関係省庁職員等

科学技術庁研究調整局長

文部省大学学術局審議官

通商産業省工業技術院総務部長

山 県 昌 夫

網 島 毅

八 藤 東 禧

千 葉 博

並 木 三 郎

（代理：鈴木）

塚 本 保 雄

（代理：前田）

運輸省大臣官房参事官

気象庁総務部長

郵政省電波監理局審議官

郵政省電波監理局無線通信部長

建設大臣官房技術参事官

東京大学宇宙航空研究所

宇宙開発事業団システム計画部

事務局

科学技術庁研究調整局宇宙企画課長

佐 藤 久 衛

（代理：池田）

石 原 明

（代理：高谷）

高 田 静 雄

平 野 正 雄

（代理：岡井）

増 岡 康 治

（代理：須田）

高 瀬

高 木

松 元 守 他

6. 議事要旨

(1) 前回議事要旨について

第4回宇宙開発委員会（定例会議）議事要旨が確認された。

(2) 宇宙開発計画（昭和47年度決定）について

宇宙開発計画（昭和47年度決定）案について事務局から説明が行なわれ、以下の質疑応答ののち、同計画が原案どおり決定された。

八藤：この計画案作成までに計画部会、参与会等の議を経て来たが、その過程において多くの意見が出された。来年度の計画見直しについては、これらの意見が十分配慮されるよう、事務局としても努力して欲しい。

山県：見直し作業の開始は、従来どうしていたか。

事務局：4月始めから、研究調整局長名で見直しに関する要案を提出する等の作業を開始している。

山県：計画の進捗状況のヒヤリングはどうか。

事務局：早い機会に行ないたいと考えている。

八藤：計画見直しのため長期ビジョンポストアポロ計画参加の問題についても作業がストップしているが、進めるよう努力して欲しい。

## 宇宙開発に関する基本計画(案)

わが国の宇宙開発に関する基本計画を下記のとおり定める。

## 記

近年、宇宙技術の急速な発達により、宇宙空間は、人類の新たな活動領域として登場してきており、近い将来において宇宙空間の真相の究明、開発および利用が学術の進歩、国民生活の向上および産業経済の発展に不可欠のものとなることは明らかである。

このような情勢に対処するため、わが国においても関係各界の総力を結集して本格的に宇宙開発に取り組むこととし、次に掲げる方針に沿ってその開発を推進するものとする。

なお、開発の実施は、宇宙開発委員会が定めた宇宙開発計画(昭和47年度決定)に基づいて行なうものとする。

1. 科学観測を行なう科学衛星および電離層観測、衛星通信、気象観測などを目的とした実用衛星を研究および開発するとともに、これらを打ち上げるためのロケットを開発する。
2. 人工衛星およびロケットの開発、打上げ、追跡等に必要な施設を整備する。とくに実用を目的とした各種の衛星、これらを打ち上げるためのロケット等に共通して使用しうる大型試験施設等については可能なかぎり集中的に設置する。
3. 開発体制について、宇宙開発委員会の総合調整の下における一元化の体制を一層強化する。関係各機関は、宇宙開発委員会の方針に沿って、その役割に応じ相互の協力を維持しつつそれぞれの体制を整備する。開発の実施の中核的機関たる宇宙開発

事業団は、その機構の充実強化に努める。

4. 開発を進めるにあたっては、進捗状況の把握および成果の評価を行ないつつ、計画の管理を合理的に行なう。
5. 開発を効率的に進めるため、自主技術の育成に留意しつつ海外技術の有効な活用を図る。また、開発の推進を期して、国際的な友好を促進する見地から、国際協力を積極的に行なう。
6. 将来の宇宙開発の進展に備えて、先行研究および関連分野の研究を総合的かつ計画的に行なうとともに、人工衛星の新たな利用分野について積極的に調査を行なう。
7. 開発を円滑に進めるため、人材の養成、情報流通の促進および普及啓蒙に努めるほか必要な通関を講ずる。